諮問番号：平成２９年度諮問第２３号

答申番号：平成２９年度答申第２３号

答　申　書

**第１ 審査会の結論**

　○○○長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成○○年○月○日付けで行った児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号。以下「法」という。）に基づく児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２ 審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

　　「審査請求に係る処分を取り消す」との裁決を求める。事実婚は不存在である。同時に結果として「重婚」との表現は不当である。

２　審査庁

　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３ 審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

　本件審査請求は棄却が妥当である。

２　審理員意見書の理由

　本件処分が法令等が求める要件に該当するかについては次のとおりである。

（１）審査請求人は、平成○○年○月○○日に平成○○年度児童扶養手当現況届の提出のために○○○○○○に来庁した際の処分庁とのやりとりで、男性との同居の事実を認めている。ただ、男性との関係については知人であると申し出ている。

（２）昭和５５年６月２３日付け児企第２６号厚生省児童家庭局企画課長通知「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について」（以下「昭和５５年課長通知」という。）において、「事実婚の解釈については、当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在しておれば、それ以外の要素については一切考慮することなく、事実婚が成立しているものとして取扱う」とされており、この点においては本件事案は、事実婚として取り扱うことが違法又は不当とまでは言えない。

　　なお、平成２７年４月１７日雇児福発０１４７第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知（以下「平成２７年課長通知」という。）では、「形式要件により機械的に判断するのではなく、受給資格者の生活実態を確認した上で判断する」とあるが、審査請求人は生計を同じくしていないということを客観的に証明するものを何も提示していないことからも事実婚を否定することはできない。

（３）事実婚として取り扱うことになれば、法第３条第３項において、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むとされており、支給要件として、母が受給者とする場合、法第４条第１項第１号イで、「父母が婚姻を解消した児童」とあり、同条第２項第４号で「母の配偶者に養育されているとき」は手当は支給しないとされていることから、資格喪失についても違法又は不当な点は認められない。

**第４ 調査審議の経過**

　平成２９年１０月２５日　諮問の受付

　平成２９年１０月２７日　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１１月１６日

口頭意見陳述申立期限：１１月１６日

　平成２９年１１月２日　　第１回審議

　平成２９年１１月２７日　第２回審議

**第５ 審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第３条第３項は「この法律にいう『婚姻』には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、『配偶者』には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、『父』には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする」と、規定している。

（２）法第４条第１項は、同手当の支給要件として次のように規定している。

「都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)及び福祉事務所(中略）を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当(以下「手当」という。)を支給する。

一　次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合　当該母

イ－ニ　（略）

ホ　その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

二・三（略）」

（３）法第４条第１項第１号ホの政令で定める児童について、児童扶養手当法施行令（以下「施行令」という。）第１条の２第３号は、「父が法令により引き続き１年以上拘禁されている児童」と規定している。

（４）法第４条第２項第４号は、同手当を支給しない児童について「母の配偶者に養育されているとき」と規定している。

（５）昭和５５年課長通知は、次のように定めている。

「１　事実婚の範囲について

(１)　児童扶養手当は、母がいわゆる事実婚をしている場合には支給されない。(法第４条第２項第７号及び第３条第３項)これは、母が事実婚をしている場合には実質上の父が存在し、児童はその者から扶養を受けることができるので、そもそも児童の養育費たる性格をもつ本手当を支給する必要性が存在しないからである。

従来事実婚の解釈については、いわゆる内縁関係にある場合であっても当事者の関係が民法に規定する重婚の禁止(第七百三十二条)、近親婚の制限(第七百三十四条)、直系姻族間の婚姻の禁止(第七百三十五条)又は養親子間の婚姻の禁止(第七百三十六条)のいずれかの規定に抵触する場合には、事実婚には該当しないものとして取扱い、手当を支給してきた。

しかしながら、児童扶養手当の趣旨、目的からみると、かかる場合には、実質上の父が存在し、手当を支給する必要性が存在しないばかりでなく、かかる場合に手当を支給することは、民法も禁止しているように社会一般の倫理観に反し、非倫理的な行動を助長しているとの批判を免れないところである。

　例えば近年いわゆる未婚の母の受給者が増加しており、その中には妻子ある男性と同居している事例がかなり見受けられるところであるが、かかる場合には手当を支給する必要性は何等存在しないものである。

　よつて、今回、事実婚の解釈については、当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在しておれば、それ以外の要素については一切考慮することなく、事実婚が成立しているものとして取り扱うこととした。

　また、事実婚は、原則として同居していることを要件とするが、ひんぱんに定期的な訪問があり、かつ、定期的に生計費の補助を受けている場合あるいは、母子が税法上の扶養親族としての取り扱いを受けている場合等の場合には、同居していなくとも事実婚は成立しているものとして取り扱うこととした。

(２)　今後、新規認定に当たって、事実婚の範囲については前記の解釈に従って取り扱うとともに、既に受給している者についても毎年の現況届、民生・児童委員等の報告等に基づき事実婚が発見された場合には受給資格喪失の処分を行うこと。

２・３（略）

別添（略）」

（６）平成２７年課長通知は、次のように定めている。

「児童扶養手当の事実婚の解釈については、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について」(昭和４８年５月１６日付け児企第２８号厚生省児童家庭局企画課長通知)において、「当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係」が存在していれば、事実婚が成立しているものとして取り扱うこととされているところである。

　事実婚に該当するか否かの判断に当たっては、個々の事案により受給資格者の事情が異なることから、形式要件により機械的に判断するのではなく、受給資格者の生活実態を確認した上で判断し、適正な支給手続を行っていただくようお願いする。

なお、いわゆるシェアハウスで居住する場合等における児童扶養手当の運用に関して疑義が生じていることから、生活実態の確認方法や具体的事例に則した考え方を別紙のとおりまとめたので、事務取扱上の参考とされたい。

　あわせて、管内市(指定都市、中核市、特別区を含む。)町村に対する周知について、特段の配慮をお願いする。

別紙

（問１）異性が入居しているシェアハウスなどに受給資格者が入居する場合、事実婚となるのか。また、事実婚か否かを判断するに当たって、具体的に何を確認すればよいのか。

（答）いわゆるシェアハウスなど、リビングルーム、浴室、トイレ等の共有スペースと個室スペースで構成されており、不特定多数の世帯が入居することが可能となっている一つの建物に受給資格者が居住している場合においては、その居住形態は様々な形態が有り得る。

このため、「シェアハウス」など名称の如何を問わず、当該建物に入居している事実のみをもって資格喪失要件に該当すると判断するのではなく、受給資格者が特定の異性との間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在しているかどうか、入居時の経緯や入居状況、生計同一関係等の事実関係を総合的に勘案の上、個別に判断されたい。

具体的には、

・　個室スペースに施錠が可能であり入居者同士が互いの個室スペースに自由に出入りできないようになっている、

・　入居者がそれぞれ別世帯であることが賃貸借契約書で確認できる、

・　光熱水費の使用料が按分されているなど生計を異にする事実があり、当該事実について客観的に確認できる書類がある、

・　入居者が多数存在する、

など、特定の異性との事実婚が疑われるような生活実態ではない場合には、社会通念上夫婦としての共同生活があると認められる事実関係が存在せず、資格喪失要件に該当しないと考えられる。

なお、居住形態や入居する他の者との関係で、特定の異性との事実婚の疑義が生じる場合には、受給資格者等に事実関係の確認や必要な書類等の提出を求める等した上で、適正な受給資格の認定を行われたい。

（問２）－（問８）（略）」

２　認定した事実

（１）処分庁は、法第４条第１項第１号及び施行令第１条の２第３号に基づき、「『父が法令により引き続き１年以上拘禁されている児童』の母が当該児童を監護する場合」に該当し、児童扶養手当の支給要件を満たす者として、同手当を支給していた。

（２）平成○○年○月○○日付けで審査請求人と同住所別世帯に男性の転入が判明し、処分庁は、同年○月○○日に平成○○年度児童扶養手当現況届の届出に来庁した審査請求人に事実確認を行ったところ、審査請求人は知人男性との同居の事実を認めた。男性との関係については知人との申し出があったが、処分庁は、親族以外の男性と同居し共同で生活している場合、児童扶養手当の認定においては事実婚が成立しているものと取り扱うことを説明し、資格喪失する旨及び過払い金の返還が生じる旨を説明した。その際、審査請求人から、「請求理由である配偶者と離婚していないのに事実婚となるのか」との問いがあり、処分庁は、同請求人の児童扶養手当については配偶者拘禁を請求事由としてひとり親世帯と認定しており、児童扶養手当を受ける資格について改めて説明し、法第４条に定める手当の支給要件に該当しなくなったものとして、資格喪失届及び債務承認書を受理した。

（３）処分庁は、児童扶養手当法施行規則第１１条の規定（受給資格喪失の届出）により、本件処分を行った。

３　審査会の判断

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、処分庁は、平成○○年○月○○日付けで審査請求人から資格喪失届及び債務承認書が提出されたため、同年○月○日付けで本件処分を行ったことが認められる。

平成○○年○月○○日、処分庁が審査請求人に事実確認を行ったところ、審査請求人は知人男性との同居の事実を認めたこと、同日、審査請求人が提出した資格喪失届の喪失理由欄に「事実婚」の旨が記載されていることを、処分庁は確認した上で、審査請求人は事実上婚姻関係と同様の事情にある場合に該当すると認定した。その処分庁の判断に著しい不合理があるとは認められず、法令等の規定においても、児童扶養手当の支給要件の適用関係に誤りはなく、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

　なお、「結果として『重婚』との表現は不当」という審査請求人の主張については、同手当支給要件の違法又は不当を理由付けるものと認めることはできない。

　したがって、本件処分は違法又は不当であると認められず、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）亀田　健二

委員　　　　　福田　公教

委員　　　　　松村　信夫